

【新規】学校再開後の栄養教諭の取組についてまとめましたので、御一読ください。

事務連絡
令和2年10月1日

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食主管課
文部科学大臣所轄学校法人担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人事務局
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校再開後の栄養教諭の取組事例の公表について（お知らせ）

栄養教諭等の皆様におかれましては、日頃より、学校給食の管理や食に関する指導等に適切にお取り組みいただきありがとうございます。

この度、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、様々な対応が求められる中、栄養教諭等の皆様の今後の業務の参考にしていただくため、学校再開後において、栄養教諭がその専門性を活かして学校全体の衛生管理の指導を行っていたり、様々な工夫を凝らして学校給食の管理や食に関する指導等を行っていたりする取組をまとめました。

つきましては、学校再開後においては、通常では行われないような様々な業務が追加的に発生していることと存じますが、栄養教諭等の皆様におかれましては、こうした取組も参考に、引き続き、学校給食の衛生管理の責任者としての知識も活かしつつ、学校全体の衛生管理の指導等の取組についても、積極的にお力添えいただけますようお願いいたします。

各都道府県教育委員会学校給食主管課におかれては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の小学校、中学校、中等教育学校、夜間課程を置く高等学校、特別支援学校及び学校法人に対して、各指定都市教育委員会及び各国公立大学法人におかれては、その管下の学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校設置会社を通じて設置する小学校に対し周知くださるようお願いいたします。

<参考資料>

- ・各地域における取組事例【学校再開後の栄養教諭の取組】

<本件連絡先>
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
食育推進係
TEL：03-5253-4111（内線2095）

各地域における取組事例

【学校再開後の栄養教諭の取組】

例1 専門性を生かし、学校の衛生管理にも貢献（栃木県内）



学校の衛生管理への支援

- 日頃、給食室や給食室トイレを清掃・消毒している知識と経験を生かし、校内の清掃・消毒について、手順書を作成するとともに、研修を実施。（保健主事、養護教諭、学校薬剤師などと連携）

作業内容	注意	用意
1 身支度を整える	足踏は必ず履き、手洗いは必ず行う	グローブ等着用後洗濯し、手洗いは必ず行う
2 作業開始にする	作業開始の挨拶	作業開始の挨拶
3 作業の順序を定める	作業の順序を定める	作業の順序を定める
4 作業を進める	作業を進める	作業を進める
5 作業を終える	作業を終える	作業を終える
6 作業後を片付ける	作業後を片付ける	作業後を片付ける
7 上層消毒で拭く	「スイッチ」を閉鎖、ドアノブ、水道の蛇口や洗面・シンク、吐水口、水道手前のおなが当たるところ（洗面・シンク）を拭く（ペーパーホルダー・ホルダー・ドアノブ）	上層ゴム手袋、上層バケツ・雑巾
8 下層消毒で拭く	「スイッチ」を閉鎖、洗面所の壁紙、洗面手すり、洗面所の床、洗面所の排水口を拭く（排水口の排水口）	下層ゴム手袋、下層バケツ・雑巾
9 7を拭き	上層バケツ・雑巾、下層バケツ・雑巾	上層バケツ・雑巾、下層バケツ・雑巾
10 水を拭き	洗面所の水を拭く	洗面所の水を拭く
11 床を消毒液の残りを拭く	床を消毒液の残りを拭く	床を消毒液の残りを拭く
12 こみ掃除のゴミを捨てる	こみ掃除のゴミを捨てる	こみ掃除のゴミを捨てる
13 作業を終える	作業を終える	作業を終える
14 作業を終える	作業を終える	作業を終える



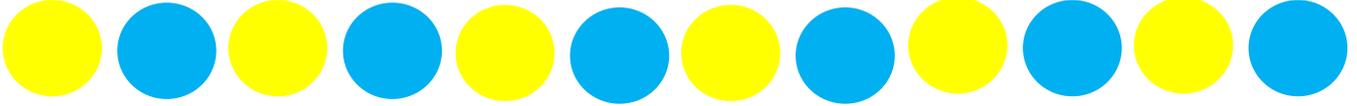
給食再開時の工夫



- 給食再開にあたり、地域の感染状況や授業との関係から、あらかじめ4期にわけて時期ごとの対応例を作成。衛生管理や栄養摂取の観点のみならず、食品納入事業者や食品ロスの関係も考慮。（物資・事業者によるキャンセルに係る目安一覧も共有）

- 1期：冷凍食品を活用した簡易な給食
- 2期：袋やパックの主食、おかず1品、牛乳
- 3期：主食、おかず2品、牛乳
- 4期：通常給食

実施上の留意	実施内容	対応内容	留意事項
1 実施上の留意	1 実施上の留意	1 実施上の留意	1 実施上の留意
2 実施上の留意	2 実施上の留意	2 実施上の留意	2 実施上の留意
3 実施上の留意	3 実施上の留意	3 実施上の留意	3 実施上の留意
4 実施上の留意	4 実施上の留意	4 実施上の留意	4 実施上の留意



各地域における取組事例

【学校再開後の栄養教諭の取組】

例2 会食時の指導の充実・校内の仕組みづくり（京都市）



学校の消毒作業の実施

- 夕方の消毒作業を学校教職員の一人として受持ち、実施。
例）教室：担任や学年担当
玄関・廊下・共有教室等：学年を持たない教職員で分担



会食時の指導や支援

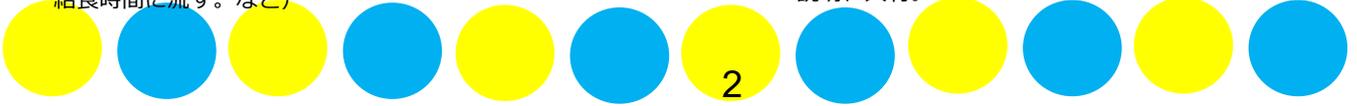


給食提供の新たな仕組みづくり

- 会話を控える分、楽しい給食の時間になるよう、**栄養教諭が作成した食育のパワーポイント**を、全学級で映写。
- 学級に**サポートに入ったり**、個別に声掛けが必要な児童には励ます言葉やおいしく味わえるよう**メッセージを書いて渡すなどの工夫**をしている。
- **給食委員会の活動**で、子供たち自身ができることを考え、**給食後の手洗いを徹底**する取組や給食時間を盛り上げる取組を実施。（食器返却時にメッセージカードを提示する。給食時間を盛り上げるパワーポイントを作成。絵本朗読を録音し、給食時間に流す。など）

栄養教諭が給食調理員や担任と相談し、以下の**新たな仕組みづくり**と調整を行った。

- 配膳室が密にならないよう、
 - ・ 給食当番の数を減らす
 - ・ 2クラスずつ時間差で配膳室に取りに行く
- 配膳時の密を避けるよう、
 - ・ 低学年は担任が配膳するため、**栄養教諭や担任外の教職員によるサポート体制を整備**
- 学校再開にあたり、これら新たなルールについて、**栄養教諭が校内全教職員にパワーポイント資料により説明、共有。**



各地域における取組事例

【学校再開後の栄養教諭の取組】

例3 新たな給食指導とその共有（北海道）

学校の消毒作業の実施



- 教職員が消毒作業を行っているところでは協力して実施（スクール・サポート・スタッフがやっている学校も多い）

新たな給食指導、教職員研修の実施

- 日常の給食指導の要領の見直し
 - ・道教委が見直しの例示を作成（コロナ禍の状況で新たに対応することは赤字で記載、今まで実施していたができないものは赤字見え消し 等）
- 教職員研修を実施し、国の衛生管理マニュアルや道教委の通知を共通理解
 - ・衛生管理の再確認・徹底
 - ・新型コロナウイルス感染症対策で新たに対応すべき内容の共通理解



分散登校などにより、様々な教職員が児童生徒の指導や支援に関わることになり、給食指導を校内で共有することの大切さが実感され、指導が効果的に行えるようになった例も。（準備がスムーズになり、喫食時間の確保につながるなど）

